

飛驒市緊急経済対策雇用創出業務委託実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化により、離職や休業等を余儀なくされた市民の短期の雇用・就業機会を創出するため、これらの者が安心して働ける新たな仕事づくりの提案を行う事業主等（以下「事業主」という。）に対し、当該提案の実施を委託することについて、飛驒市契約規則（平成16年飛驒市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業所 市内に存在する事業所（日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）で公務に分類される事業所を除く。）をいう。
- (2) 離職者等 市内に住所を有する者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、離職又は休業並びに勤務時間の短縮、その他就労機会に制約を受けている者をいう。
- (3) 臨時的雇用 令和2年4月から6月までの間に、新たに離職者等を雇用することをいう。
- (4) 雇用創出業務 新たな仕事づくりを提案し、離職者等のための短期の雇用・就労機会を創出する活動をいう。
- (5) 事業創出支援型 雇用創出業務のうち、事業主が従来に無い新たな分野の仕事を開発し、その仕事に従事させるために離職者等を臨時的雇用することをいう。
- (6) 事業継続支援型 雇用創出業務のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により本業に制約を受けたことで離職者等の状態にある事業主が、本業が安定的に再開できるまでの代替業務として、自己又は既存の従業者を労働力として従事するための仕事をつくることをいう。

(雇用創出業務の受託者)

第3条 事業創出支援型の受託者となる事業主は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に対象事業所を有する事業主又は市内に住所を有する個人経営の農林漁家であること。
 - (2) 時給に相当する額が880円以上であって、週あたりの労働時間が10時間以上かつ雇用期間が1月以上の条件で離職者等を臨時的雇用する雇用創出業務を計画していること。
 - (3) 暴力団員その他反社会的勢力に該当しないこと。
 - (4) 市税等の滞納がないこと。
- 2 事業継続支援型の受託者となる事業主は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- (1) 市内に住所を有する個人事業主又は個人経営の農林漁家であること。
 - (2) 週あたりの労働時間が10時間以上かつ必要と認められる従事期間を設定した雇用創出業務を計画していること。
 - (3) 当該雇用創出業務に従事させようとする者に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条に規定する休業手当を支給していないこと。
 - (4) 暴力団員その他反社会的勢力に該当しないこと。
 - (5) 市税等の滞納がないこと。
- 3 前2項の場合において、離職者等が、複数の事業主から臨時的雇用されることを妨げない。ただし、事業主との労使契約において兼業等を禁止する旨が示されている場合は、この限りでない。

（委託の額）

第4条 雇用創出業務の委託金額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

- (1) 人件費相当額 事業創出支援型にあつては臨時的雇用された離職者等が、事業継続支援型にあつては事業主及び家族従業者が、雇用創出業務に従事した労働時間数に880円を乗じて得た額とする。ただし、日あたりの労働時間数は8時間を限度とする。
- (2) 管理費相当額 10万円
- (3) インセンティブ分 雇用創出業務の内容が、市の重要な政策の推進に資するものであるとき、又は雇用創出効果が高いと認められるとき、若しくは先進的で地域課題の解決に資するものであると認められるときに限り、10万円から40万円の範囲内で市長が適当と認める額

（委託の期間）

第5条 雇用創出業務の委託期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業創出支援型 令和2年5月1日から令和3年3月末日を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (2) 事業継続支援型 令和2年5月1日から令和3年3月末日を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、3月を限度とする。

(雇用創出業務の提案)

第6条 雇用創出業務を提案しようとする事業主は、飛驒市緊急経済対策雇用創出業務提案書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 離職者等を臨時的雇用している又は臨時的雇用しようとしていることが証明できる書類(事業創出支援型に限る。)
- (2) 本業に制約を受けていることが証明できる書類(事業継続支援型に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(提案の審査及び内示)

第7条 市長は、前条の提案があったときは、その内容を審査し、飛驒市緊急経済対策雇用創出業務内示書(様式第2号)により、当該提案をした事業主に通知するものとする。

(委託契約の締結)

第8条 前条の規定による採択通知を受けた事業主は、採択を受けた雇用創出業務を実施しようとするときは、飛驒市緊急経済対策雇用創出業務受託同意書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の同意書を受理したときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、当該通知書を提出した事業主を相手方として、速やかに委託契約を締結し、雇用創出業務を発注するものとする。

(実績報告)

第9条 雇用創出業務を受託した者(以下「受託者」という。)は、事業が完了したときは、速やかに飛驒市緊急経済対策雇用創出業務実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、労働実績時間数に応じて委託金額を精算し、受託者との変更契約を締結するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、受託者に対し、随時雇用及び労働状況の報告を求めることができる。

(補則)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月30日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

飛驒市緊急経済対策雇用創出業務提案書

年 月 日

飛驒市長あて

所在地
提案者 名 称
代表者 ㊟

飛驒市緊急経済対策雇用創出業務委託実施要領第6条の規定により、雇用創出業務を提案します。

なお、本提案の審査を行うにあたり、必要な事項について調査することを承諾します。

1 業務の区分

事業創出支援型

（離職者等を臨時的に雇用するため、全く新たな分野の仕事をつくる場合）

事業継続支援型

（事業主や既存の従業者が自ら働くために、一時的に本業に代わる仕事をつくる場合）

2 提案の内容

別表1のとおり

3 新規雇用者・代替従業者

別表2のとおり

4 添付書類

(1) 離職者等を臨時的雇用している、又は雇用しようとしていることが証明できる書類
（事業創出支援型の場合）

(2) 本業に制約を受けていること、代替業務に就かせようとする者に休業手当を支給していないことが証明できる書類（事業継続支援型の場合）

(2) その他市長が必要と認める書類

別表 1

提案企画書

提案の名称	事業
提案の内容	
実施スケジュール	
収支計画	

※できるだけ具体的に記載してください

別表 2

新規雇用者・代替従事者調書

住所	飛驒市
氏名（フリガナ）	()
生年月日	年 月 日
雇用（従事）開始日	年 月 日
提案内容にかかる 雇用（従事）予定期間	年 月 日～ 年 月 日
主な従業内容	
提案内容にかかる 労働（従事）予定時間数	時間（日あたり8時間以内・休憩時間等を除く）
離職等の状況	

※1：事業創出支援型の場合は、提案業務を実施するために新たに雇用した離職者等について記載してください。（新規雇用者が未定であるときは、雇用予定期間、主な従業内容、労働予定時間数のみを記載してください。）

事業継続支援型の場合は、提案業務を実施する事業主及び既存の従業者について記載してください。

※2：新規雇用者（代替業務従事者）が複数名いる場合は、表を追加してください

※3：主な従業内容及び離職等の状況は具体的に記載してください

飛驒市緊急経済対策雇用創出業務内示書

名 称
代表者

年 月 日付で提案のありました飛驒市緊急経済対策雇用創出業務については、下記のとおり選定しましたので飛驒市緊急経済対策雇用創出業務委託実施要領第7条の規定により通知します。

年 月 日

飛驒市長



記

1 審査結果

採択 ・ 不採択（理由 ）

2 委託予定金額

人件費相当額	円
管理費相当額	円
インセンティブ分	円
合 計	円

3 委託予定期間

年 月 日～ 年 月 日

4 業務内容

- 提案書のとおり
- 提案書に次の事項を追加する

()

様式第3号（第8条関係）

飛驒市緊急経済対策雇用創出業務受託同意書

年 月 日

飛驒市長あて

所在地

名 称

代表者

㊞

記

年 月 日付けで内示のあった飛驒市緊急経済対策雇用創出業務について、業務を受託したいので飛驒市緊急経済対策雇用創出業務委託実施要領第8条第1項の規定により同意書を提出します。

記

1 受託金額

円

2 受託期間

年 月 日～ 年 月 日

3 添付書類

新規雇用者・代替業務従事者調書（様式第1号 別表2）

※提案書提出時に新規雇用者が未定であった場合に限る

様式第4号（第9条関係）

飛驒市緊急経済対策雇用創出業務受託実績報告書

年 月 日

飛驒市長あて

所在地

名 称

代表者

㊞

（業務の名称）について、業務が完了したので、飛驒市緊急経済対策雇用創出業務委託実施要領第9条の規定により報告します。

記

- 1 新規雇用者・代替業務従業者の労働実績
別表のとおり
- 2 事業成果

別表

月次労働報告書（ 年 月分）

（氏名）

日付	勤務時間帯	労働時間数	従業内容
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
/	: ~ :	時間 分	
合 計		時間 分	

※1：新規雇用者（代替業務従事者）ごと、月ごとに作成してください

※2：労働状況が確認できる写真等を添付してください